

# 伯耆町子ども・子育て支援事業計画

(平成 28 年 3 月改定)

変更ページ

※変更のある頁のみを抜粋しています。(頁番号は、変更前の計画の頁番号と同じです)

※変更箇所は、赤字で見え消し修正を行っています。

(第4章 子ども・子育て支援施策の推進)

3.教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

※本文省略(変更なし)

(1) 就学前児童の推計人口

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	60	54	69	<del>69</del> 66	<del>63</del> 64	<del>63</del> 62	<del>63</del> 59	<del>63</del> 57
1歳	81	67	64	<del>74</del> 75	<del>75</del> 71	<del>69</del> 69	<del>69</del> 65	<del>69</del> 62
2歳	82	83	71	<del>72</del> 65	<del>78</del> 77	<del>79</del> 72	<del>73</del> 70	<del>73</del> 66
3歳	79	87	87	<del>76</del> 74	<del>77</del> 67	<del>83</del> 80	<del>84</del> 75	<del>78</del> 72
4歳	86	81	90	<del>95</del> 89	<del>80</del> 76	<del>81</del> 69	<del>87</del> 82	<del>88</del> 76
5歳	83	87	84	<del>92</del> 92	<del>97</del> 91	<del>82</del> 77	<del>83</del> 70	<del>89</del> 83
合計	471	459	465	<del>478</del> 461	<del>470</del> 446	<del>457</del> 429	<del>459</del> 421	<del>460</del> 416

※H~~27~~28～H31の人口は、過去10年の出生数の人口推移、~~人口動態~~を基に推計

※H24～H~~26~~27の人口は、各年4月1日現在の住民基本台帳登録人口

(2) 量の見込み

		H27	H28	H29	H30	H31
1号認定 (3～5歳)	推計人口	<del>263</del> 255	<del>254</del> 234	<del>246</del> 226	<del>254</del> 227	<del>255</del> 234
	量の見込み	14 <del>25</del>	19 <del>23</del>	18 <del>22</del>	18 <del>22</del>	18 <del>23</del>
2号認定 (3～5歳)	推計人口	<del>263</del> 255	<del>254</del> 234	<del>246</del> 226	<del>254</del> 227	<del>255</del> 234
	量の見込み	252 <del>215</del>	241 <del>198</del>	234 <del>191</del>	242 <del>192</del>	243 <del>195</del>
3号認定 (0歳)	推計人口	<del>69</del> 66	<del>63</del> 64	<del>63</del> 62	<del>63</del> 59	<del>63</del> 57
	量の見込み	27 <del>34</del>	24 <del>29</del>	27 <del>28</del>	27 <del>26</del>	27 <del>25</del>
3号認定 (1、2歳)	推計人口	<del>146</del> 140	<del>153</del> 148	<del>148</del> 144	<del>142</del> 135	<del>142</del> 128
	量の見込み	112 <del>124</del>	129 <del>128</del>	118 <del>122</del>	113 <del>116</del>	113 <del>110</del>

※量の見込みの算出に当たっては、ニーズ調査の結果について国が示す算出の手引きに従って算出

### (3) 提供体制の確保の内容及び実施時期

設定した量の見込みに対する、教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制の確保の内容及びその実施時期を以下のとおり設定します。

#### ● 1号認定（3～5歳児 幼児期の学校教育のみ） （実人員）

		H27	H28	H29	H30	H31
①量見込み（必要利用定員総数）		25 14	23 19	22 18	22 18	23 18
② 確保 の 内 容	認 定 こ ど も 園	—	—	10 (2 箇所)	10 (2 箇所)	10 (2 箇所)
	幼 稚 園	— (町外 14) <del>-(町外 25)</del>	— (町外 19) <del>-(町外 23)</del>	— (町外 8) <del>-(町外 12)</del>	— (町外 8) <del>-(町外 12)</del>	— (町外 8) <del>-(町外 12)</del>
② - ①		0	0	0	0	0

#### 【確保の内容の考え方】

幼稚園については、当面、町外の幼稚園の利用を前提とします。今後はニーズを把握しながら、H29年度を目途に公立保育所の一部を幼保連携型認定こども園へ移行することとします。

#### ● 2号認定（3～5歳児 保育の必要性あり） （実人員）

		H27	H28	H29	H30	H31
①量見込み（必要利用定員総数）		252 215	241 198	234 191	242 192	243 195
② 確保 の 内 容	認 定 こ ど も 園	—	—	234 191 (5 箇所)	242 192 (5 箇所)	243 195 (5 箇所)
	保 育 所	252 215 (5 箇所)	241 198 (5 箇所)			
② - ①		0	0	0	0	0

#### 【確保の内容の考え方】

保育所等（5箇所）において、保育ニーズに対応することとします。

● 3号認定（0歳児 保育の必要性あり）

（実人員）

		H27	H28	H29	H30	H31
①量見込み（必要利用定員総数）		27 34	24 29	27 28	27 26	27 25
②確保の内容	認定こども園	—	—	—	—	—
	保育所	21 34 (2箇所)	21 29 (2箇所)	21 28 (2箇所)	21 26 (2箇所)	21 25 (2箇所)
	地域型保育事業	—	—	6 (1箇所)	6 (1箇所)	6 (1箇所)
② - ①		△6 ♀	△3 ♀	0	0	0

【確保の内容の考え方】

平成 27 年度から平成 28 年度については、保育所（2箇所）において、定員の弾力的運用により保育ニーズに対応することとします。

平成 29 年度以降は、保育所（2箇所）及び地域型保育事業（小規模保育施設・1箇所）において、保育ニーズに対応します。

● 3号認定（1～2歳児 保育の必要性あり）

（実人員）

		H27	H28	H29	H30	H31
①量見込み（必要利用定員総数）		112 124	129 128	118 122	113 116	113 110
②確保の内容	認定こども園	—	—	108	108	108
	保育所	108 124 (5箇所)	108 128 (5箇所)	108 122 (5箇所)	108 116 (5箇所)	108 110 (5箇所)
	地域型保育事業	—	—	10 (1箇所)	5 (1箇所)	5 (1箇所)
② - ①		△4 ♀	△21 ♀	0	0	0

【確保の内容の考え方】

平成 27 年度から平成 28 年度については、保育所等（5箇所）において、定員の弾力的運用により保育ニーズに対応することとします。

平成 29 年度以降は、保育所等（5箇所）及び地域型保育事業（小規模保育施設・1箇所）において、保育ニーズに対応します。

(4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期)

(3) 放課後児童クラブ

①岸本小学校区

【低学年】 (実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	70 <del>59</del>	75 <del>59</del>	75 <del>60</del>	72 <del>63</del>	65 <del>54</del>
②確保の内容	65 <del>59</del>	65 <del>59</del>	75 <del>60</del>	72 <del>63</del>	65 <del>54</del>
②-①	△5 0	△10 0	0 0	0 0	0 0

【高学年】 (実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	15 <del>12</del>	7 <del>12</del>	12 <del>14</del>	13 <del>15</del>	13 <del>15</del>
②確保の内容	0 <del>6</del>	0 <del>6</del>	5 <del>5</del>	8 <del>2</del>	13 <del>14</del>
②-①	△15 <del>△6</del>	△7 <del>△6</del>	△7 <del>△9</del>	△5 <del>△13</del>	0 <del>△4</del>

【確保の内容】

岸本放課後児童クラブでは、第1ルーム(定員40名)と第2ルーム(定員25名)の2施設で事業を実施していますが、平成28年度中に第2ルームに代わる新ルーム(定員40名)を整備し、待機児童の解消を図ります。

②八郷小学校区

【低学年】 (実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	18 <del>27</del>	18 <del>25</del>	20 <del>29</del>	16 <del>26</del>	15 <del>27</del>
②確保の内容	18 <del>25</del>	18 <del>25</del>	20 <del>25</del>	16 <del>25</del>	15 <del>25</del>
②-①	0 <del>△2</del>	0 0	0 <del>△4</del>	0 <del>△1</del>	0 <del>△2</del>

【高学年】 (実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	2 <del>12</del>	3 <del>12</del>	4 <del>14</del>	3 <del>10</del>	3 <del>14</del>
②確保の内容	2 0	3 0	4 0	3 0	3 0
②-①	0 <del>△12</del>	0 <del>△12</del>	0 <del>△14</del>	0 <del>△10</del>	0 <del>△14</del>

③溝口小学校区

【低学年】

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	34 47	37 49	34 47	31 43	26 40
②確保の内容	34 40	37 40	34 40	31 40	26 40
②-①	0 △7	0 △9	0 △4	0 △3	0 0

【高学年】

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	4 8	6 10	5 8	5 8	6 8
②確保の内容	4 0	3 0	5 0	5 0	6 0
②-①	0 △8	△3 △10	0 △8	0 △8	0 △8

【確保の内容の考え方】(全児童クラブ共通)

引き続き 3 箇所(岸本・八郷、溝口小学校区)で事業を実施し、ニーズに対応できるように体制整備を進めます。

併せて、夏休み、冬休みの利用ニーズや常時利用する必要のない児童の利用ニーズを把握しながら、放課後子ども教室や図書館などの公共施設との連携を含めて検討していくこととします。

児童福祉法の改正により、利用対象児童の年齢要件を無くすことが求められていますが、特に高学年児童に対しては、成長過程における適切な放課後の過ごし方について検討していくこととします。

(4) ~ (6) ※修正なし(省略)

## 6. 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の推進方策(放課後子ども総合プラン)

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境を整えることを目的としています。具体的には、以下の行動計画に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めていきます。

※「小1の壁」とは、保育所では延長保育を利用して遅くまで預かってもらえますが、小学生を対象とした公的な学童保育では預かり時間が短くなってしまい、子どもの小学校入学を機に働き方の見直しを迫られる問題のことをいいます。

### (1) 放課後児童クラブの目標事業量

目標事業量の詳細は、第4章4. 地域子ども子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（P51）に記載

#### 【目標事業量】

	H27	H28	H29	H30	H31
実施箇所数	3	3	3	3	3
合計（人）	130	130	145 <del>130</del>	145 <del>130</del>	145 <del>130</del>
低学年（人）	124	124	131 <del>125</del>	129 <del>128</del>	123 <del>119</del>
高学年（人）	6	6	14 <del>5</del>	16 <del>2</del>	22 <del>11</del>

岸本放課後児童クラブについては、平成28年度中に新ルーム（定員40名）の整備を行い、待機児童の解消を図ります。

### (2)～(7) ※修正なし(省略)